

## 県営土地改良事業変更計画決定公告

県営入江善積地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和8年6月29日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営入江善積地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課および米原市経済環境部農政課  
なお、滋賀県のウェブサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348041.html>）でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和8年7月7日から令和8年8月5日まで  
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年8月20日までに審査請求をすることができる。